

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部改正に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和 8 年 7 月 31 日
こども家庭庁成育局
安 全 対 策 課

今般制定された、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する内閣府令（令和 8 年内閣府令第 65 号）は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 240 号）の制定に伴う高額療養費基準の見直し等を踏まえ、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成 15 年政令第 369 号）第 3 条第 1 項第 1 号イの規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成 15 年文部科学省令第 51 号）で定める給付基準額について、給付制度の枠組みを維持したまま算定に用いる基準額の改定を行うものであり、算定基準額の所得区分の細分化等の新たな制度的変更を行うものではないことから、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

（参考）行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項の規定は、適用しない。

一～七 （略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。